

地方公務員災害補償  
療養補償(移送費)請求書

認定番号	
------	--

④

地方公務員災害補償基金群馬県支部長殿		請求年月日		年	月	日	
下記の療養補償(移送費)を請求します。		請求者の住所					
		氏名					
被災職員の事項	所属団体名		所属部局名				
	氏名		職名		<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 令第1条職員		
	年 月 日生(歳)		負傷又は発病の年月日				
証明を受ける事項	認定傷病名						
	入院期間	年 月 日から		年 月 日まで			
	通院期間	年 月 日から		年 月 日まで 実 日間			
	通院等の状況(交通手段、医療機関、経路が同一の通院ごとに分けて記入してください)						
		交通手段	医療機関の名称	通院日の勤務形態 (通院等の経路)	1回あたりの交通費A	通院等回数B	交通費計(A×B)
	1				円	※1 回	円
	(※1の内訳)						
	2				円	※2 回	円
	(※2の内訳)						
	3				円	※3 回	円
(※3の内訳)							
4				円	※4 回	円	
(※4の内訳)							
自家用車等の通勤距離		km (往復)	請求額合計			円	
上記のとおりであったことを証明します。							
年 月 日							
所在地 所属部局 名称 長の職・氏名							

[タクシー利用の場合の証明欄] (具体的に記入してください)

タクシー利用期間	年 月 日から		年 月 日まで			日間
タクシー利用理由 (医師記載のこと)						
上記のとおり相違ないことを証明します。						
年 月 日						
医療機関		所在地 名称 医師の氏名				

口座振替	振込先金融機関	銀行 支店	※受理	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	※決定金額	円
	口座番号		※通知	年 月 日
	預金名義者		※支払	年 月 日

裏面の注意事項等を参照の上、誤りのないよう記載をお願いします。

※印の欄は記入不要

〔注意事項〕

- この移送費は、原則として療養のための通院等に係る交通費について請求することができます。
- 自家用車等利用の場合、1 kmあたり25円で計算してください。
- 請求にあたっては、通勤手当との重複支給とならないよう、下記のとおり調整を行います。
  - 自家用車等利用の場合  
「当日、通勤・通院のために走行した総合計距離」から「通勤手当認定距離」を差し引いた距離について支給  
※ただし、週休日に通院した場合は、差し引く必要はありません。
  - 公共交通機関利用の場合  
定期券等を利用できない区間について支払った交通費の額を支給
- タクシー利用については、傷病の部位や程度等からみて、医師が医学的な理由から必要と認めた場合に限り、限定的に請求を認めています。この場合、「タクシー利用の場合の証明欄」に証明を受けてください。  
なお、同欄に医師が証明を行った場合、文書料を請求することができます。

〔添付書類〕

共通（必須）	通勤届、請求月にかかる出勤簿及び休暇簿（写）
自家用車等の交通費を請求する場合	インターネットの距離計算ソフト等で計算を行った画面の写し (必ず走行経路と走行距離が明確に表示されていること) ・通勤経路部分については通勤届で確認を行うため不要です ・自宅、勤務公署、医療機関等を示し、走行経路部分は朱書きしてください。 ・合理的な経路と認められない場合、調整を行う場合があります。
タクシー代を請求する場合	領収書（本書）、療養日誌
公共交通機関の乗車料金を請求する場合	乗車した区間にかかる料金表等

〔「通院等の状況」欄の記載例〕



証明を受ける事項	通院等の状況（交通手段、医療機関、経路が同一の通院等ごとに分けて記入してください）					
	交通手段	医療機関の名称	通院日の勤務形態 (通院等の経路)	1回あたりの交通費 A	通院等回数 B	交通費計 (A×B)
1	自家用車	〇〇医院	勤務日（出退勤途中） (自宅→〇〇医院→勤務先)	(45.8-40.0)×25 125円	5回 ※1	625円
			（※1の内訳） 7/27、8/3、8/10、8/31、9/7			
2	自家用車	〇〇医院	勤務日（勤務途中） (勤務先→〇〇医院→勤務先)	(64.4-40.0)×25 600円	2回 ※2	1,200円
			（※2の内訳） 6/27、8/24			
3	自家用車	〇〇医院	休暇日等 (自宅→〇〇医院→自宅)	(27.2-40.0)×25 0円	3回 ※3	0円
			（※3の内訳） 6/29、7/5～7/12（入院）、7/20			
4	自家用車	△△医院	勤務日（出退勤途中） (自宅→△△医院→勤務先)	(54.2-40.0)×25 350円	2回 ※4	700円
			（※4の内訳） 8/20、9/17			
自家用車等の通勤距離 通勤手当認定距離を転記→		40.0km (往復)	請求額合計			2,525円

1 欄 出勤途上に通院し、その後出勤した場合の例

「当日、通勤・通院のために走行した総合計距離」(13.6+12.2+20.0=45.8km)から「通勤距離」(40.0km)を差し引いた距離分(5km ※1km未満切捨)について支給。

2 欄 勤務の途中に時間休を取得して通院し、勤務へ戻った場合の例

1と同様。(20.0+12.2+12.2+20.0=64.4km)－40.0km=24km について支給。

3 欄 1日単位の年次有給休暇・病気休暇等の取得により通院等を行った場合の例

1と同様。(13.6+13.6=27.2km)－40.0km=0km以下となるため、不支給(請求不可)。

4 欄 出勤途上に通院し、その後出勤した場合（勤務先と逆方向の場合）の例

1と同様。(7.1+7.1+20.0+20.0=54.2km)－40.0km=14km について支給。